

くらし安全安心だより

災害に便乗した悪質商法に注意！

【事例1】

住宅が被災した。「火災保険で修理できる。保険請求の手続きも代行する」という業者が訪ねてきたので、**修理を依頼**した。後日、不審になり解約を申し出たら、**高額な解約料を請求**された。

【事例2】

公的機関を名乗る者から被災地支援の寄付金を募っているという電話があり、協力しようと思って住所などを伝えたら、手紙や振込用紙が送られてきた。**内容に不審な点**がある。また、**市役所職員だと名乗る者**が訪ねてきて、**義援金を求められた**。

【アドバイス】

- ★台風や大雨などの災害が発生すると、被災されたかたの不安な気持ちをあおって勧誘する**悪質商法のトラブルが多く発生**します
- ★**保険の適用対象**となるかどうかは、**契約している保険会社または、代理店に直接確認**しましょう
- ★災害で修理などが必要な場合でも、周囲に相談したり、慌てずに**複数の業者から見積もり**を取ったりして、**慎重に契約**しましょう
- ★契約した後でも、**クーリング・オフ**できる場合があります
- ★**公的機関**が電話や訪問により、**寄付金や義援金を募ることはありません**。
金銭を要求されても**決して支払わないように**しましょう
- ★不審な勧誘や電話を受け、困ったときは、**消費生活センターに相談**ください

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）